附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　電離放射線障害防止規則第四条第一項に規定する放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものを使用する事業者に対するこの省令による改正後の電離放射線障害防止規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、同項中「五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト」とあるのは、「一年間につき五十ミリシーベルト」とする。

2　前項の規定の適用を受ける者に対する令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「五年間につき百ミリシーベルト」とあるのは、「三年間につき六十ミリシーベルト」とする。

○農林水産省令第二十七号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七条第八項及び第三十二条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合における賃貸借の解約の申入れ） **第六十二条**　法第七条第八項の規定による賃貸借の解約の申入れは、その申入れの翌日から起算して一年を経過した時にその賃貸借が終了するものでなければならない。 （削る。） （削る。） 別記様式（第74条関係） 農地における利用の意向について 年　月　日 住所 氏名 電話番号 下記の農地について以下のとおり利用します。 なお、本日から６月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第１項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権の設定が行われる場合があることについて承知いたします。	（農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合における使用貸借の返還の請求等） **第六十二条**　法第七条第八項の規定による使用貸借の返還の請求又は賃貸借の解約の申入れは、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。 一　使用貸借の返還の請求にあつては、その農地又は採草放牧地の返還の時期としてその請求の日の翌日から起算して一年以内の時期が定められているものであること。 二　賃貸借の解約の申入れにあつては、その申入れの翌日から起算して一年を経過した時にその賃貸借が終了するものであること。 別記様式（第74条関係） 農地における利用の意向について 平成　年　月　日 住所 氏名 電話番号 下記の農地について以下のとおり利用します。 なお、本日から６月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第１項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権の設定が行われる場合があることについて承知いたします。